

平成 31 年度使用教科用図書の採択について

1 義務教育諸学校

市立中学校の平成 31 年度使用「特別の教科 道徳」の教科用図書については、「執行機関の附属機関に関する条例」に基づき設置された大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会（以下「教科用図書選定委員会」という。）の厳正かつ公正な調査研究を経た答申を参照し、教育委員会において採択する。

咲くやこの花中学校の平成 31 年度使用「特別の教科 道徳」の教科用図書及び水都国際中学校の平成 31 年度使用「特別の教科 道徳」を含む全教科の教科用図書については、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第 16 条第 3 項の規定により、教育委員会が、学校ごとに、種目ごとに一種の教科用図書を採択する。水都国際中学校における学校調査会については、教育委員会事務局内に設置する開設準備委員会の構成員で組織する。

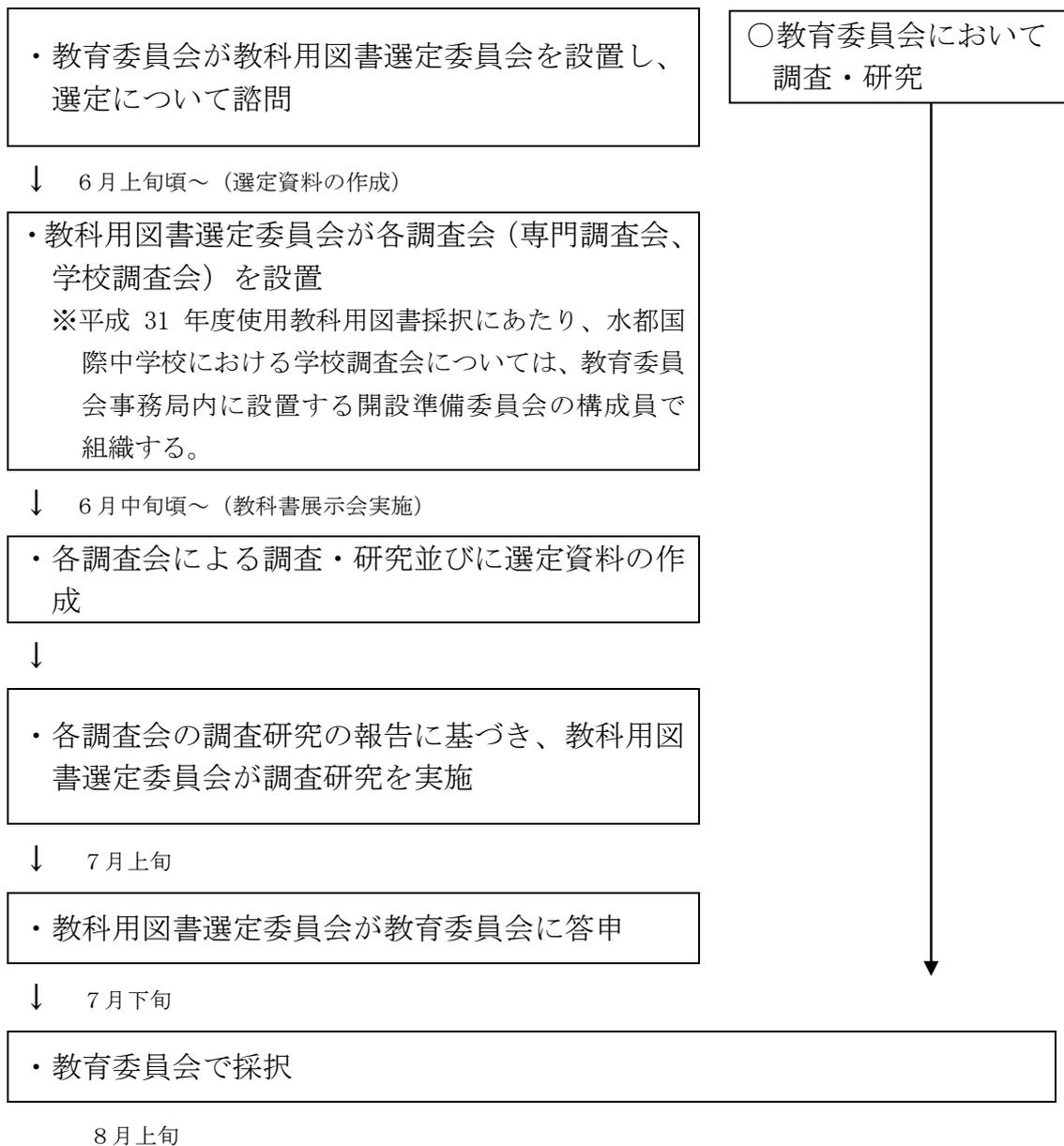
また、教育委員会は教科用図書選定委員会と並行して調査・研究をすすめるとともに、採択権者の権限と責任において公正かつ適正な採択を行う。

なお、市立小学校の「特別の教科 道徳」を除く平成 31 年度使用教科用図書については、平成 29 年度検定において新たな図書の申請がなかったことから、前回の平成 25 年度検定合格図書等の中から 4 年間の使用実績と平成 26 年度の調査・研究を踏まえて、平成 30 年度使用教科用図書と同一の教科書を採択する。また、市立中学校の「特別の教科 道徳」を除く平成 31 年度使用教科用図書については、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第 14 条、同法律施行令第 15 条第 1 項の規定により、平成 30 年度使用教科用図書と同一の教科書を採択する。

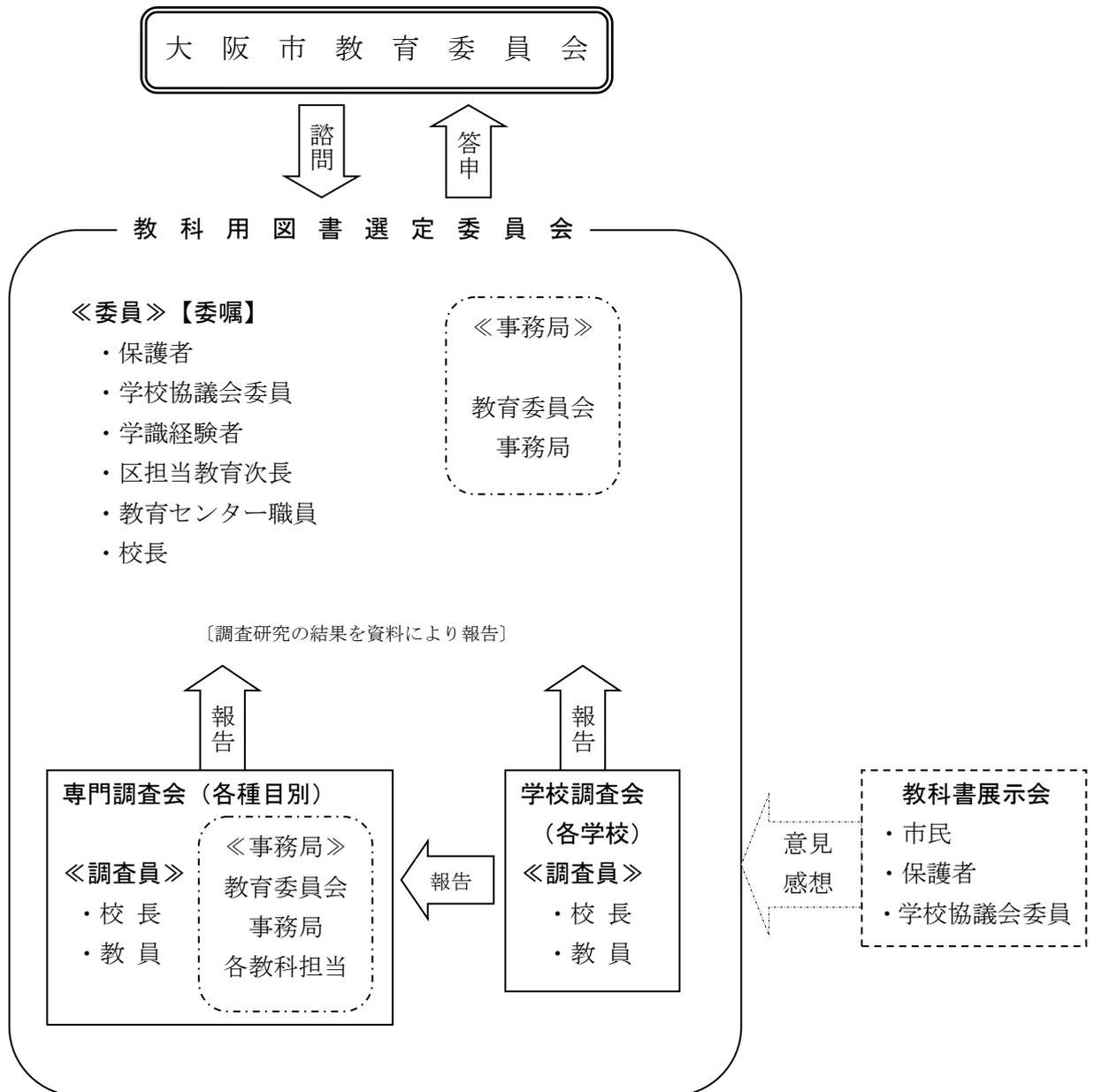
〈参考資料〉

(1) 中学校

① 採択の手順



② 採択の仕組み



③ 委員会・調査会などの業務

教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・市立の小学校及び中学校において使用する教科書として、種目ごとに一種の教科書を採択する。
教育委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・教科用図書選定委員会等に対して、連絡調整を行い、教科書採択に関する事務を執り行う。 ・各教科の担当を定め、調査研究にあたり、各調査および府教育委員会教科用図書選定資料などをもとに調査の進捗の把握や調整を執り行う。
教科用図書選定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会の諮問に応じ、別に定める各調査会等の調査研究の報告や意見等をふまえ、教科書の調査及び研究を行い、各種目について教育委員会に答申する。 ・委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
専門調査会 (各教科)	<ul style="list-style-type: none"> ・各種目の専門調査会において、より専門的な立場からの義務教育諸学校における教科書についての調査研究並びに答申資料（案）を作成する。
学校調査会 (各学校)	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校の調査員が教科書の調査研究を行い、それらをもとに学校長（又はそれに代わる者）は所定の様式により、教科用図書選定委員会に報告する。 ※平成 30 年度教科用図書採択にあたり、水都国際中学校における学校調査会については、教育委員会事務局内に設置する開設準備委員会の構成員で組織する。
市民 保護者 学校協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・教科書展示会において教科書を閲覧する。 ・保護者ならびに学校協議会委員で、教育委員会に委嘱された者は、教科用図書選定委員会において教科書の調査研究を行い、意見を述べる。